

令和7年度 飛騨市電気自動車購入助成金 申請の手引き

助成対象者

次の要件を全て満たす方がこの助成金の対象となります

- 市内に住所を有する個人、または市内に事務所もしくは事業所を有する個人または法人であること
- 市税等に滞納がないこと
- 災害時、避難所等での給電協力を同意できること
- 電気自動車の使用状況等の調査に協力できること

助成対象車両

次の要件を全て満たす車両がこの助成金の対象となります

- 外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100V 1500W)から電力を取り出せる機能を有する電気自動車であること (ハイブリット車・プラグインハイブリット車は対象外です)
- 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象となる車種であること
- 新車の購入であること (リース車両は対象外です)
- 市内に保管場所があること
- 令和7年度中(令和8年3月31日まで)に自動車検査証の交付を受けられる車両であること
- 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること
- 申請者は申請車両の購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること(所有者と使用者が異なる場合でも対象となるケースもありますので、詳しくはお問い合わせください)
- 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと

助成金額

電気自動車の購入1台につき20万円

申請書等

申請書の様式は、下記の申請窓口で配布するほか市のHP(右の二次元コード)からもダウンロードできます。提出書類は全てA4サイズにコピーしてください。受付時に市役所でコピーはできません。必ずご自身でコピーし提出してください。

飛騨市 HP



【交付申請時】

- 飛騨市電気自動車購入助成金交付申請書(様式第1号)

【添付書類】

- 見積書のコピー**
- 申請者の住民票の写し【原本】**
 - ・個人番号の記載なし、外国人等の表示なしのもの
 - ・申請者が法人の場合には、履歴全部事項証明書

【実績報告時】

- 飛騨市電気自動車購入助成金実績報告書兼助成金交付請求書(様式第3号)

【添付書類】

- 自動車検査証のコピー**
- 領収書等のコピー**
 - ・購入店舗名、領収日、車名、型式及び購入金額の記載があるもの
- 振込口座確認資料のコピー**(通帳の見開きのコピーなど)
 - ・申請者本人名義(カナ)の口座の金融機関、本支店、口座種別、口座番号が確認できるもの

申請方法

必ず事前(代金支払い前)に交付申請を行ってください。対象車両が納車され、領収書と車検証が揃ったら実績報告書類を提出してください。申請書類は窓口に提出するか、郵送申請の場合は、郵送申請窓口まで送付してください。なお、郵送申請の場合は、郵送申請窓口での受付日を申請の受付日としますので、予めご了承ください。

受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(年末年始、土日、祝日を除く)

※令和8年3月31日までに納車される必要があるのでご注意ください。

※予算の上限に達した場合、受付を終了することがあります。

申請窓口

各窓口とも、受付時間は午前9時から午後4時30分まで(受付時間外には受付できません)

飛騨市役所 環境課

Tel.0577-73-7482

宮川振興事務所 地域振興課 基盤環境水道係

Tel.0577-63-2311

河合振興事務所 地域振興課 基盤環境水道係

Tel.0577-65-2221

神岡振興事務所 建設農林課 環境水道係

Tel.0578-82-2254

郵送申請の宛先: 〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 環境課 「電気自動車購入助成金担当」あて

申請から助成金交付まで

別紙のフロー表をご確認ください。

助成金の予算残額等について

適宜、市のHP等で公表します。

留意事項

- この助成金の交付を受けた対象車両は、6年間(軽自動車の場合は4年間)は「交付目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付、売却又は廃棄等」の「処分」を行うことはできません。(天災等又は、自己の責めに帰すべき事由以外の理由により処分をしたと認められる場合(以下、やむをえない事情により処分した場合)を除く。)
- 「やむをえない事情により処分した場合」以外の理由により、この助成金の交付を受けた対象車両を処分された場合又は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた場合には、交付した助成金を返還していただく場合があります。
- 対象経費には、さるぼぼコインなどの電子通貨により支払った額を含みます。(電子通貨と同様に扱われるポイントを含む、ただしクーポンやポイント値引きなど「値引き」額は対象経費には含みません。下図の補助対象経費のイメージを参照ください。)

<参考>補助対象経費のイメージ

CASE1 電子通貨(電子ポイント)で支払いした場合

価格→	対象製品の店頭表示価格	
支払→	現金支払い額	電子通貨(ポイント)支払額
補助対象経費		

CASE2 値引(クーポン値引き、ポイント値引き含む)があった場合

価格→	対象製品の店頭表示価格	
支払→	値引額	現金(電子通貨(ポイント))支払額
補助対象経費		

問合せ先

飛騨市役所環境課 Tel.0577-73-7482 〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

電気自動車購入助成金

申請手続きフロー

